

## 城崎道路 技術検討会規約

(名称)

### 第1条

本会は、城崎道路技術検討会（以下、「検討会」という。）と称する。

(目的)

### 第2条

検討会は、山陰近畿自動車道（(仮称)豊岡北 JCT・IC～(仮称)城崎温泉 IC）における現地の地形・地質特性等から想定される技術的課題を抽出し、調査、設計、施工に対する留意事項や対応方法等を検討することを目的とする。

(検討事項)

### 第3条

1. 地形・地質特性等から想定される技術的課題
2. 上記1の課題に対する調査、設計、施工上の対応方法
3. その他、検討会が必要と求める事項

(構成)

### 第4条

1. 検討会の委員は、別表のとおりとする。
2. 検討にあたり、専門的な知見等を求めるため、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。
3. 委員及びオブザーバーは、豊岡河川国道事務所が委嘱する。

(委員の任期)

### 第5条

委員の任期は、検討会の目的を完了するまでとする。

(会長)

### 第6条

1. 検討会に会長を置く。
2. 会長は、委員の互選によって定める。
3. 会長は検討会を代表し、会務を総括する。
4. 会長は、必要に応じ、検討会を招集する。
5. 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
6. 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

### 第7条

委員は、個人を識別したり、個人の権利利益を害したりする恐れのある情報などを漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様とする。

(会議)

### 第8条

会議の開催は必要に応じ、会長の発議により事務局が招集する。

(事務局)

第9条

事務局は国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所に置く。

(その他)

第10条

本規約に定めのない事項については、必要に応じ協議する。

(付則)

この規約は令和 5年 1月 18日から施行する。

別表

城崎道路 技術検討会 名簿 (敬称略)

<委員>

氏名	所属・役職等
○沖村 孝	神戸大学 名誉教授
森川 英典	神戸大学大学院 工学研究科 教授
芥川 真一	神戸大学大学院 工学研究科 教授
草野 真一	兵庫県 土木部 道路企画課長
南 知之	国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長

○：会長

<オブザーバー>

氏名	所属・役職等
鎗水 正和	兵庫県 但馬県民局 豊岡土木事務所長

[事務局：豊岡河川国道事務所 計画課]